



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 225号 2010.12.25 発行 社会政策研究所

障害者基本法の改正について 第二次意見のとりまとめ等

政府の障がい者制度改革推進会議は、12月17日に障害者基本法の改正についての意見を中心に「第二次意見」のとりまとめ等を行いました。

その修正後の全文がネット上で公表されています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1.pdf>

「施設介護業」等の職業能力評価基準が完成

厚生労働省報道発表 平成22年12月17日

厚生労働省では、この度、職業能力を客観的に評価するための「職業能力評価基準」について、関係団体の協力を得て、新たに「旅館業」及び「施設介護業」の基準を策定しました（概要は別添）。今回完成した2業種の基準は、12月24日から、中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.hyouka.javada.or.jp/>）にて公開します。

「職業能力評価基準」とは、従業員が発揮することを期待される仕事上の成果につながる行動と、そのために必要な技術・技能及び知識について、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルを設定し、業種別、職種・職務別に、整理・体系化したものです。

今回、「旅館業」については、今後、「観光立国」の一翼を担う旅館業界の活性化を図るため、サービスの向上を目指し、旅館全体の人材力を底上げすることが必要であることから策定したものです。また、「施設介護業」については、高齢者社会が進展する中、良質な介護サービスを安定的に提供していくには、介護サービスの担い手となる人材の確保に加え、これら職員の意欲と能力を高め、定着・育成を図ることが大きな課題であることから策定したものです。

厚生労働省では、「職業能力が適正に評価される社会基盤づくり」の一環として、能力評価のいわば”ものさし”、”共通言語”となる「職業能力評価基準」の整備に、幅広い業種について取り組み、労働者の能力評価やキャリア形成に役立てています。これまで、経理・人事等の「事務系職種」に関する業種横断的な「職業能力評価基準」のほか、業種別に電気機械器具製造業、ホテル業など、42業種の基準を策定しています。詳細は、中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.hyouka.javada.or.jp/>）をご参照ください。

【施設介護業】

1 施設介護業について

介護保険の対象となる施設サービスは、「介護福祉サービス」「介護保険施設サービス」「介護療養施設サービス」に3分類されており、中でも前2者のサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設が介護保険の受給者数ベースで大半を占めています。このため、今回策定した職業能力評価基準は、これら介護老人福祉施

設及び介護老人保健施設を対象としました。

そして、介護老人福祉施設と介護老人保健施設は、設立目的も異なり、それぞれ別種のサービスを提供する施設ですが、そこで働く「スタッフの能力要件」という視点でみた場合、共通する要素が少なくないことから、両施設をまとめて「施設介護業」の職業能力評価基準として整理しました。

「在宅介護業」の職業能力評価基準は、平成19年3月に発表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0328-2.html>

2 職業能力評価基準の策定について

(1) 検討

施設介護業の職業能力評価基準策定に当たっては、中央職業能力開発協会において、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（会長 中田 清）及び社団法人全国老人保健施設協会（会長 川合 秀治）との連携のもと、包括的職業能力評価制度整備委員会（座長 堀田 聡子：前東京大学社会科学研究所人材ビジネス研究寄付研究部門特任准教授）を設置し、検討を行いました。

(2) 策定した職種・職務

施設介護業における主要な職種として、以下の3職種（4職務）を対象としました（図3参照）。

- 1) 介護施設における組織運営管理、サービス管理、財務管理、労務管理等の施設運営及び統括を行う「施設運営・統括」（職務：「施設統括」、「施設運営」）
- 2) 介護施設において、食事、入浴等の介護サービス、及び機能訓練やレクリエーション等を行う「施設介護サービス」（職務：「施設介護サービス」）
- 3) 介護施設利用者への相談・援助、入退所手続、家族・外部機関との連絡調整等を行う「相談・援助」（職務：「相談・援助」）

(3) 介護を必要とする高齢者が増加する中で、良質なサービスを安定的に提供していくには、介護サービスの担い手となる人材を十分に確保するだけでなく、これら職員の意欲と能力を高め、定着・育成を図ることが大きな課題となっています。さらに、施設介護の場合には、一般に、早番や遅番、夜勤、宿直等の勤務があるなど、施設特有の労務管理上の課題も存在しています。このため、職業能力評価基準は、上記のことを踏まえて策定されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000yxg5-img/2r9852000000yxjz.pdf>

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行